冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	令和4年7月19日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府城陽市奈島生口18番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 黒川ダイドウ株式会社 代表取締役 柏木保光 電話0774-55-0601

	第一種特定製品の種類			前年度					
前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等				年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数		
	エアコンディショナー			29 台	4 台	0 台	33 台		
	冷蔵機器及び冷凍機器			0 台	0 台	0 台	0 台		
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類			代替フロン充塡量		代替フロン回収量			
	エアコンディショナー			0	キログラム	0	キログラム		
	冷蔵機器及び冷凍機器			0	キログラム	0	キログラム		
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使	用	時	3か月に1回簡易点検を行い、その記録を保存する。					
	廃	棄	時	廃棄は専門業者に依頼し、その記録を保存する。					
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使	用	時	3か月に1回簡易点検を行った。その記録については保存している。					
	廃 棄 時 前年度は廃棄の実績なし。								
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	機器の更新の際に、積極的に導入することにしている。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます

^{2 「}第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。